

2018年（平成30年）7月26日

関係機関 各位

近畿弁護士会連合会
理事長 石田 法子
同 高齢者・障害者の権利に関する連絡協議会
座長 小山 操子

平成30年度 近弁連高齢者・障害者の権利に関する連絡協議会「夏期研修会」開催のご案内

平素は当連合会ならびに当連絡協議会の諸活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、当連絡協議会では、本年度の夏期研修会を下記の要領で開催することになりました。

今回の研修会では①「施設内における障害者虐待の要因分析と対応における課題-虐待対応専門職チームのこれまでの活動を振り返って-」、②「京都の成年後見利用促進のひろがり～後見等における弁護士の役割を考える～」という2つのテーマを設定し、これまで以上に充実した研修会にしたいと考えておりますので奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。

なお、参加を希望される方は、裏面申込書に必要事項をご記入のうえ、8月24日（金）までに担当事務局宛のFAXにてお申し込みくださいますようお願いいたします。会場の都合、定員を150名とさせていただきます。

記

1. 研修会

日時：平成30年9月7日（金） 午前10時30分～午後6時

詳細は、裏面のカリキュラムをご参照ください。

場所：大津市民会館 小ホール

〒520-0042 滋賀県大津市島の関 14-1

TEL：077-525-1234

<http://www.otsu-civic-hall.jp/>

JR 琵琶湖線：大津駅 下車北口から 徒歩10分

京阪石坂線：島ノ関駅 下車 徒歩3分、

浜大津駅 下車 徒歩7分

※ 公共交通機関をご利用ください。



2. 参加費用：無料

3. 定員：150名（定員を超える場合、先着順となります）

4. 懇親会

研修会終了後、懇親会の開催を予定しております（会費は5,000円程度を予定）。懇親会出欠につきましてもご回答ください。

5. カリキュラム

① 10:30～14:45 (12:00～13:00 は休憩)

「施設内における障害者虐待の要因分析と対応における課題—虐待対応専門職チームのこれまでの活動を振り返って—」(滋賀弁護士会)

【概要】

多くの弁護士会と同じく、滋賀弁護士会では社会福祉士会と共に専門職チームを結成し、高齢者・障害者の虐待対応について行政担当者に助言する活動を行っています。もともと、養護者による虐待の場合と比べても、障害者福祉施設内における障害者虐待についての対応には多くの困難さが伴います。今回は、これまで滋賀弁護士会が助言を行った事例を振り返って分析し課題を整理したうえで、厚生労働省虐待防止専門官の片桐公彦氏をお招きして、課題の解決のためのご意見をいただく予定です。そして、後半では社会福祉士や県及び行政の担当者も交えて、施設内の虐待を解消・予防するための有効な対応について検討を加えます。

② 15:00～17:50

「京都の成年後見利用促進のひろがり～後見等における弁護士の役割を考える～」(京都弁護士会)

【概要】

京都弁護士会では、高齢者・障害者の権利擁護について、独自の活動を行うとともに、平成 23 年 3 月 11 日京都で開催されました日弁連「権利擁護の集い」をきっかけに、リーガルサポート京都支部、京都社会福祉士会と連携し「三士会」として協働して活動を行ってきました。

このたび、平成 28 年 5 月の成年後見制度利用促進法の施行、平成 29 年 3 月の成年後見制度利用促進基本計画の閣議決定、平成 30 年 4 月の「地域における成年後見制度利用促進に向けた態勢整備のための手引き」の公開に伴い、京都府下の市町においても、同基本計画に基づき成年後見に関する「中核機関」の設置が期待されています。

京都においても、京都弁護士会は、平成 29 年から京都府、家庭裁判所、リーガルサポート京都支部、京都社会福祉士会などの各機関と連携しながら、府下全 26 市町村に挨拶回りをするなど同計画の実現に向けて具体的に動き始めています。京都府は大規模、中規模、小規模市町村が混在していますので、どの府県とも共通する部分がどこかにあるかと思えます。この研修では、京都府下の特徴をふまえながら同計画の進捗状況と経過を報告するとともに、同計画を実現するために、成年後見業務を行う弁護士に期待される具体的役割を検討する機会をもちたいと思います。

以上

夏期研修会 参加申込書 (FAX : 06-6364-5069)

出席する (※下記の項目の内、該当するものに必ず○印をご記入ください。)【⇒ 回答期限：8月24日(金)】

9月7日(金)	【研修会①】	・ 出席する	・ 欠席する
	【研修会②】	・ 出席する	・ 欠席する
	【懇親会】	・ 出席する	・ 欠席する
(懇親会の出席回答後、前々日までにキャンセルのご連絡がない場合には、懇親会費についてご負担願います。)			

所属団体・職種など ()

連絡先

住所 〒

TEL

FAX

ふりがな
貴名

近弁連高齢者・障害者の権利に関する連絡協議会 担当事務局 行 TEL : 06-6364-1238

※ご提供いただいた個人情報は、近畿弁護士会連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、本研修会に関するご連絡以外には使用いたしません。